

【 窓 口 ご 案 内 】

この度は、ご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

後日、落ち着かれましたら、下記のメッセージ欄を参考にされ、該当する項目の手続きを担当窓口で済ませてください。

佐々町役場 電話 0956-62-2101

担 当 課 ・ 班		メ ッ セ ー ジ
住民福祉課	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害者医療受給者の方は、受給者証を返還してください。 ・ 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳と印鑑を持参のうえ返還届をしてください。 ・ 児童手当受給者の方は、印鑑を持参のうえ変更届をしてください。 ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けておられた方は、証書と印鑑を持参のうえ変更届をしてください。 ・ 配偶者の死亡により、母子または父子家庭となられる方は、福祉班へご相談ください。 ・ 乳幼児医療、母子医療、父子医療受給者の方は、受給者証の返還または受給資格変更届をしてください。 ・ 原爆被爆者手帳をお持ちの方は、福祉班にお送りください。 ・ 介護保険証をお持ちの方は、保険証を返還してください。
	住民班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知カードまたは個人番号カードを返還してください。 ・ 印鑑登録証をお持ちの方は、登録証を返還してください。 ・ 住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードを返還してください。
保険環境課	保険年金班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保被保険者の方は、保険証を持参のうえ国民健康保険の喪失手続きをしてください。 ・ 国民年金加入者の方及び受給者の方は、年金証書と印鑑を持参のうえ死亡届及び未支給年金の請求手続きをしてください。 ・ 後期高齢者医療被保険者だった方は、喪主の印鑑・通帳・喪主と確認できる書類（会葬礼状など）を持参のうえ葬祭費の請求手続きをしてください。また、保険証は返還してください。
	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑と火葬料の領収証を持参のうえ火葬料補助金の申請をしてください。 ・ 犬の飼い主の方は、飼い主変更の手続きをしてください。
水道課	上・下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の名義変更等が必要な方は手続きをしてください。
税財政課	税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産をお持ちの方は、印鑑を持参のうえ納税管理人設定の手続きをしてください。 ・ 軽自動車を所有していた方は、軽自動車の名義を変更してください。
建設課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町営住宅にお住まいの方は、建設課へお送りください。
農業委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の相続で、農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。

※町内会に加入されていた場合は、町内会にご連絡ください。